

浄水場水道用液体かせいソーダ  
購入（kg単価）仕様書

かずさ水道広域連合企業団



(総則)

第1条 本仕様書は、かずさ水道広域連合企業団（以下「当広域連合企業団」という。）が浄水処理に使用する浄水場水道用液体かせいソーダ（以下「液体かせいソーダ」という。）の購入仕様について定めるものである。

納入業者は、液体かせいソーダの納入にあたり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に従わなければならない。

(納入)

第2条 液体かせいソーダの納入については、次のとおりとする。

(1) 納入場所

木更津市大寺346番地及び木更津市十日市場500番

(2) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(3) 購入予定数量

購入予定数量は、1,067,000kgとする。

(製造業者)

第3条 製造業者は、以下の条件を満たさねばならない。

(1) JWWA K 122:2005の規格に適合した製品が供給可能であること。

(2) 食品営業許可証（添加物製造業）を取得していること。

(3) 原則として単一のメーカーで、単一の工場から直接納入可能であること。

ただし、予期せぬ災害等により工場の操業や輸送に支障が生ずる可能性を考慮し、常に代替の製造業者、製造工場を確保するよう、また、遠隔地の工場のみ依存することを避け、千葉県内に所在する工場から納入できる体制を執るよう努めること。

(品質)

第4条 本仕様書に基づき納入する液体かせいソーダは、次の規格（1）及び（2）に適合するものとする。

規格（1）

JWWA K 122:2005の規格適合品で、納入時の品質が表-1に適合するものとする。

表-1 品質

項目	単位	規格
外観	—	無色又はわずかに着色した透明な液体
水酸化ナトリウム(NaOH)	%	45以上
塩化ナトリウム(NaCl)	%	1.5以下

規格（2）

「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条16号別表第1に掲げる基準に適合するものとする。

なお、設定最大注入率は100mg/Lとする。

試験方法は、「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」によるものとする。  
なお、JWWA Z 109:2016「水道薬品の評価試験方法」を参考としてもよい。

(品質検査)

第5条 納入する液体かせいソーダの品質検査については、次のとおりとする。

(1) 試験成績表－1 (初回納入時まで)

納入業者は契約締結後、当広域連合企業団に対して製造業者が製造する液体かせいソーダが、第4条の規格(1)及び規格(2)に適合することを証明する公的機関又はそれに準ずる機関の分析結果書を提出するものとする。この成績表には分析機関名を明記するものとする。

ただし、公益社団法人日本水道協会の認証機関による品質認証を受けている場合については、第4条の規格(2)における評価項目をカドミウム・水銀・セレン・鉛・ヒ素・六価クロム・ニッケル・アンチモンの8項目とすることができる。なお、その際には認証を受けたことを証明する書類等を初回納入時まで提出するものとする。

(2) 試験成績表－2 (納入毎)

納入業者は、出荷する液体かせいソーダの品質試験結果を輸送車ごとに当広域連合企業団へ提出するものとする。

試験は、第4条の規格(1)及びカドミウム・水銀・セレン・鉛・ヒ素・六価クロム・ニッケル・アンチモンについてJWWA K 122:2005に基づき行うものとする。この成績表には、製造日・分析日及び分析機関名を明記するものとする。

(3) 納入業者は納入する液体かせいソーダについて、現地納入時に当広域連合企業団の職員立会いのうえ試料の採取を行い、これを当広域連合企業団に提出しなければならない。

(4) 当広域連合企業団の職員は、希釈槽への移送に先立ち、前項で採取した試料について第4条の規格等に適合しているか試験を行うものとする。なお、納入業者はこの試験に合格した後に、希釈槽への移送作業を行うものとする。

(5) 納入業者は、当広域連合企業団が独自に行う検査に必要な試料の採取について指示があった場合は、速やかに提供するものとする。

(検査不合格品の取扱い)

第6条 第5条の(4)に規定する当広域連合企業団の試験結果が第4条の規格等に適合しない場合は、希釈槽へ移送してはならない。万一、希釈槽へ移送した場合は納入業者の責任により取り替えるものとする。

(納入条件)

第7条 液体かせいソーダの納入条件は、次のとおりとする。

(1) 納入日

原則として、納入日は当広域連合企業団の指定する日とする。

(2) 納入時間

午前9時から午後4時までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。

(3) 製品

1日に納入する液体かせいソーダは、同一ロットの製品とする。

(4) 輸送時間

積載から現地納入までは、できる限り短時間で行うものとする。

(納入数量)

第8条 液体かせいソーダの納入数量は、次のとおりとする。

(1) 第2条の(3)に示す購入予定数量は、処理水量、水質等の変化により変動することがあるので、納入業者はこのことを考慮しておくものとする。

(2) 液体かせいソーダ貯蔵槽の修繕工事予定があるため、修繕工事期間中は輸送車1台あたりの納入量が減少することを納入業者は考慮しておくものとする。

(薬品納入計画書)

第9条 納入業者は、契約後初回納入時まで、次に掲げる事項を納入計画書として作成し、当広域連合企業団の承諾を得なければならない。

(1) 連絡体制表

(2) 運搬経路図

(3) 計量証明事業登録証(質量)及び計量器検査成績書(2年以内に発行されたものに限る。)の写し

ただし、自社保有の計量法に基づく計量器を使用して質量を測定する場合は、その計量器の認定を証明する書類及び計量器検査成績書(2年以内に発行されたものに限る。)の写し

(4) 納入作業を行う者の名簿

(5) 納入に使用する車両(以下「タンクローリー」という。)の一覧表

(6) 第4条の表に掲げる表の項目についての試験成績表

(7) 第5条の(1)に規定する分析結果書

(8) 公益社団法人日本水道協会等の認証機関による品質認証を受けているものは、その登録証の写し

(9) 食品営業許可証(添加物製造業)

(10) 薬品の濃度、比重、温度の関係を示したもの

(11) 会社営業日を明記したカレンダー(履行期間分)

(12) その他、当広域連合企業団が指定する書類

(納入時の作業)

第10条 納入業者は、当広域連合企業団が別途定める作業手順書に基づいて納入時の作業を行うものとする。

(納入時の提出書類)

第11条 納入業者は、納入の都度、次の書類を当広域連合企業団に提出するものとする。

(1) 第5条の(2)に規定する試験成績表

(2) 第9条の(3)の計量証明事業登録証に記載されている計量所において計量した計量証明書、または同条(3)ただし書きの計量器で計量したことを証明する書類を提出するものとする。

(設備)

第12条 納入業者は、納入用ホースについて、移送時の最大圧力(タンクローリー安全弁の吹き出し圧力・最大0.18MPa)の1.5倍以上の圧力に耐えられるか耐圧試験を行い試験に合格したものを使用しなければならない。

2 納入業者は、納入用ホースの耐圧管理等に責任を持ってあたなければならない。

3 納入業者は、タンクローリーの納入用ホースと当該受入口(φ50mm)を接続するアダプター管を、必要に応じて納入時に用意しなければならない。

4 アダプター管は、納入用ホースと直接接続するものとし、継ぎ足しホース等の使用は一切認めない。

(受入希釈槽への移送)

第13条 納入業者は、液体かせいソーダを受入移送するとき、納入従事者に保護具等を必ず着用させなければならない。

(緊急時の対応)

第14条 当広域連合企業団は、浄水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、納入業者は、これに応じられる体制を整えておくものとする。

(契約の解除)

第15条 納入された物品を使用することにより、水道法第4条に定める水質基準の遵守に支障を生じる事態などが生じ、当広域連合企業団から改善の要請を受けた場合において、正当な理由なくして納入業者が直ちに措置を講じない場合は、当広域連合企業団はこの契約を解除することができる。

(疑義等)

第16条 この仕様書に疑義のある場合及び定めのない事項については、その都度当広域連合企業団と納入業者で協議して定めるものとする。